

## 社会福祉法人 心生会 身体拘束等適正化のための指針

### 1. 心生会における身体拘束等廃止における基本的な考え方

- ①私たちは、身体拘束等廃止に向けて最大限の努力を行う
- ②私たちは、身体拘束等ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積する
- ③私たちは、自信をもって提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体拘束等廃止に取り組んでいく

身体拘束等は利用者の活動の自由を制限するものであり、人の尊厳を脅かす行為である。当法人は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、全ての職員が利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等による身体並びに精神に及ぼす弊害を理解するとともに、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束等を行わない支援を実施する。

身体拘束等の具体的な内容としては、以下のような例がある。身体拘束等の該当性については「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」という観点で判断される。

- ・徘徊防止・転落防止のために、車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・自分で降りられないようにベッドを柵で囲む。
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・車いすから落ちないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち歩きを防ぐために 席から離れられないように物理的な障害物を置く。
- ・行動を抑制する目的で、医師の指示なく向精神薬・頓服薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ・パニックや興奮を理由に 私物（スマホ・服・財布）を取り上げる。

等々

### 2. 身体拘束適正化委員会に関する事項

当法人では、身体拘束等の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置する。

#### ① 設置目的

- ・身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

#### ② 委員会の構成

- ・委員会は虐待防止・権利擁護委員会の下部組織として設置し、委員長は虐待防止・権利擁護委員会に参画する管理職とする。

### ③ 記録及び周知

- ・委員会での検討内容を記録し、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について法人職員全体に周知または指導する。

### ④ 開催期間

- ・1年に2回、3月と9月に開催する。

## 3. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

法人職員対象の身体拘束等適正化に関する研修を年1回以上開催、もしくは外部研修を案内し受講を勧める。研修実施もしくは受講後、委員は実施日時、研修名、参加者を記載した記録を残し、管理する。当日参加できなかった職員には、委員より配布資料を回覧するよう促す。

## 4. 身体拘束等発生時の対応および事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

### （1）やむを得ず身体拘束等を行う3要件を示す。

#### ①切迫性

対象者本人またはその他の人の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束等が必要な程度まで対象者本人等の生命ならびに身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合、身体拘束等を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、他に代替手段が存在しないことを複数人で確認する必要がある。また、拘束の方法については最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

#### ③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

### （2）やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

#### ①身体拘束等の適正化委員会での検討

身体拘束等の3要件を満たしているか、他の支援対応の有無について関係職員を交えて検討を行う。身体拘束等を行うことを選択する場合は、拘束の方法、場所、時間期間を決定し、対象者と家族に対する説明書を作成する。

緊急やむを得ない危険が迫り、委員会での検討の余地なく身体拘束等を行った場合は、速やかに管理職に報告し、委員会で検証を行い、身体拘束等の必要性を早急に判断し、適切な対処法を導く。

#### ②対象者や家族に対する説明

説明書に基づき、身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間や期間・場所と解除の条件等を対象者や家族に詳細に説明し、理解が得られるよう努める。

③市町村、関係機関への報告

やむを得ず身体拘束等を行う場合、または行った場合、委員会の判断で市町村ならびに対象者の関係機関に状況の説明と拘束の内容を報告する。

④記録保管と検証

身体拘束等を行った場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を委員会名で記録、保管を行う。保管期間は5年間とする。また、身体拘束等が適切な対処であったか、他の支援対応はなかったか、今後の予防策を検証する。

⑤職員への周知と研修

身体拘束等の事案は経緯・結果を職員に周知し共有を行う。年1回以上開催する研修とは別に、事案が生じた都度に随時職員研修を実施する。研修は委員会と法人本部が共同して開催する。

## 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全ての職員が閲覧できる体制とするほか、利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表する。

附則 本指針は令和8年2月1日より施行する。